

知っ得!



第1回

労働安全衛生 基礎・実務講座

労働安全衛生法第3条

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。

とき

4月14日(土)

13:00~17:00

ところ

小郡ふれあいセンター2F集会室

(山口線周防下郷駅横)

いま、どれだけ職場で安心して働きつづけられる環境が整備されているでしょうか。長時間・過重労働で多くの仲間が悩んでいます。一緒に考え、改善の道を探しましょう。

<第1講座>

労働安全衛生基礎講座

講師 労働衛生コンサルタント
清藤 正裕 さん

資料代 500円

<第2講座>

労働安全衛生実務講座

(職場の活動報告・交流)

- ・医療職場 山口県医労連
- ・学校職場 山口大学教職員組合
- ・自治体職場 山口自治労連
- ・第6回労働安全衛生活動アンケート

